

株式会社アエルの民事再生手続に関する要望書

平成20年 3月27日

金融庁監督局 総務課金融会社室 御中

弁護士法人アディーレ法律事務所
代表弁護士 石丸 幸人

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所は、現在、債務整理手続きを主たる業務として活動している弁護士法人ですが、過日、株式会社アエル（以下、単に「アエル」という。）が東京地方裁判所に民事再生の申立をしましたが、アエルの民事再生手続きにおける姿勢は、以下に述べるように、過払い金請求権を有する多数の顧客の権利が侵害されるおそれが極めて強いものであると思料されます。

つきましては、アエルを監督する御庁におかれましても以下の要望事項をアエルに実施させるべく、適切な指導・監督をお願いする次第です。

唐突なお願いであり、大変恐縮ではございますが、ことの重大性に鑑み、何卒善処していただきたく、宜しくお願い申し上げます。

【要望事項】

- (1) 再生債務者アエルは、全顧客（再生手続開始決定前10年以内取引を終了した顧客を含む）との取引について、利息制限法所定の利息により引き直し計算したうえで、過払い金返還請求権が生じている顧客に対しては、引き直し後の取引履歴及び債権届出書を送付するなどして、顧客に対して民事再生手続に参加する機会を保障すること。
- (2) 再生債務者アエルは、顧客若しくはその代理人からの取引履歴開示請求に対し、その帰属先も含め、速やかに開示すること。
- (3) 再生債務者アエルは、上記(1)及び(2)によっても再生手続に参加できなかった過払い金請求権を有する顧客についても、自認債権としたうえで（民事再生法第101条3項を参照）、再生債権者として扱うこと。
- (4) 再生債務者アエルは、再生計画案において、少額債権についての弁済許可の申立をする等、利用者の過払い金返還請求権が早期に弁済を受けるよう適切な措置を講ずること。

【上記要望に至った理由】

（過払い金返還請求権を有する顧客の民事再生手続きの参加の機会の保障）

アエルは、平成20年3月24日に、東京地方裁判所において、民事再生手続きの申

立をした。

しかし、本件再生手続きは、以下に述べるように、過払い金返還請求権を有する多数の顧客が、本件再生手続きへの参加の機会が保証されていないという極めて重大な問題点を含んでおり、このまま本件再生手続きが進行すれば、多数の過払い金返還請求権を有する顧客の権利がないがしろにされてしまうおそれが極めて強いといえる。

平成 18 年 1 月 13 日最高裁判決（第二小法廷、平成 16 年（受）第 1518 号）は、「期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、利息制限法の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできない」として、貸金業規制法第 43 条の所謂みなし弁済規定の適用を否定した。そして、かかる判例法理はアエルとその顧客との取引にもこの最高裁判決が該当すると考えられる。

アエルは日本全国に顧客を持つ、中堅貸金業者であり、アエルから開示された情報によるとその口座数は約 22 万個（本年 3 月末日現在）ということである（また、アエルは、既に取り引を終了している顧客は約 100 万人を把握しているとも述べている。）。現在も取引がある顧客の中で過払い金返還請求権を有する顧客の割合がどの程度なものかは明らかではないものの（当事務所がこれまで行ってきた債務整理の相談からすれば、相当の割合はあるものと思料され、現に当事務所が代理人としてアエルに対して請求している過払い金の金額は 2 億円に及ぶ。）、上記最高裁判決により、既に取り引を終了している顧客の圧倒的多数の者は過払い金返還請求権を有する債権者であることからすれば、本件再生手続きにおいて再生債権者として取り扱われるべき顧客は数十万人に達することは明らかである。

これに対し、アエルが東京地方裁判所に提出した債権者一覧表に記載された過払い金返還請求権を有する債権者はわずか 4000 名弱にすぎず、推定過払い債権者の 1 パーセントにも満たないものであった。

アエルが、平成 20 年 3 月 27 日に開催した説明会の説明によれば、顧客との全取引を利息制限法により引き直し計算することは事実上不可能なため、顧客からの請求を待つて債権者として扱う予定とのことであった。しかし、アエルは、現在、当事務所の依頼者である顧客からの取引履歴開示請求に対しては、利息制限法による引き直し計算後の取引履歴を返送している。このことからすれば、多少の時間が確保されれば取引終了後の顧客を含めた全顧客に対する引き直し計算は可能であることは明らかである。

仮にアエルが顧客との取引を引き直して計算を行わない場合には、多くの過払い金返還請求権を有する顧客が本件再生手続きに参加する機会を喪失してしまうことになり、このままでは大多数の顧客を、事実上再生手続から排除するに等しく、極めて不合理な結果を招くことになる

したがって、アエルの本件再生手続きにおける姿勢は、手続きの公正性、妥当性の面から極めて不当なものだといわざるを得ない。すなわち、そもそも過払い金返還請求権

は民事上違法な金利を設定した上で貸付を行ってきた結果生じるものであるところ、アエルの本件再生手続きにおける姿勢は、過払い金返還請求権を消滅させ、経済的弱者の犠牲の上にグレーゾーン金利を利用して得た民事上違法な利益を保持することを目的にしていると言わざるを得ないといえる。

(財産の価額の評定について)

民事再生手続は、再生債務者の債務・資産を確定した上で、それを元に再生計画案を作成し、債権者がその再生計画案の認可の可否を判断することになるが、その前提として再生債務者の有する資産が公正に評定されることが必要である。したがって、資産価額の評定に公正さを欠けば、それをもとに立案された再生計画案も不公正なものとなることは明らかである。

アエルが有する貸付債権についても、民事再生手続において価額を評定する必要がある(民事再生法第124条を参照)が、そのためには全顧客との取引につき利息制限法により引き直し計算を行うことが必要不可欠であるといえる。すなわち、上記最高裁判決により、貸金業法43条のみなし弁済が否定され、それまでにアエルが収受したグレーゾーン金利との差額部分については、元本等に充当したうえで、貸付債権額を確定しなければならないことから、アエルが有する貸付債権を公正に評価するには、全顧客との取引につき利息制限法による引き直し計算を行うことは不可欠なことは明白である。

以上のことから利息制限法による引き直し計算は、アエルの有する貸付債権の公正な財産価額の確定のために必要不可欠であり、時間を要する、事務処理が煩雑になる等の理由だけで省略できるものでないことは明らかである。

以上の理由により、当事務所は、アエルに対し、標記の事項を強く要望する次第である。